

消保第 1050-2 号
令和 2 年 4 月 8 日

大阪府内保安関係団体 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けた対応について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症への対応にご協力いただき、誠にありがとうございます。

4月7日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、本部長（内閣総理大臣）から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条1項に基づき緊急事態宣言が行われ、緊急事態措置の実施すべき地域を本府を含め7都府県とし、緊急事態措置の実施すべき期間を令和2年4月7日から令和2年5月6日までとすることが公示されました。

これを受け、本府では、同日、第11回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、本部長（知事）が、別添参考資料2のとおり、緊急事態措置として府民に対する外出自粛の要請や主催者に対するイベントの自粛の要請を行いました。

府内各団体・企業におかれましても、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、別添参考資料3について、周知にご協力をお願いいたします。

今後も、府民の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいりますので、引き続きご協力をよろしくをお願いいたします。

別添参考資料1 知事メッセージ

別添参考資料2 大阪府緊急事態措置の概要

(令和2年4月7日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)

別添参考資料3 緊急事態宣言に伴う府民の皆さまへのお願い

問い合わせ先 代表 06-6941-0351
本通知について
消防保安課 伊藤、小穴、水間（内線 4884）
上記要請について
企画室政策課
小原、上野（内線 2026、2028）
災害対策課
塩瀬、永島（内線 4920）

令和2年4月7日

「緊急事態宣言」発令を受けた更なる措置の実施について

大阪府知事 吉村 洋文

本日、政府により、大阪府全域を対象として、基本的対処方針に基づく期間（令和2年4月7日から5月6日までの30日間）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられました。これを踏まえ、府民の皆さまには、「外出の自粛」と「イベント開催の自粛」を要請します。

府民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

まず、「外出の自粛」については、3月20日から22日の3連休以降、毎週末ごとに、府民の皆様には「不要不急の外出自粛」をお願いしてきました。今回の緊急事態宣言を受けて、政府の基本的対処方針に基づく期間中、大阪府全域において、医療機関への通院や、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持のために必要な場合を除き、外出を自粛し、ご自宅に留まっていただくようお願いいたします。

職場への出勤についても、可能な限り、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤などを実施してください。また、家庭での保育や介護等が可能な方は、保育所や介護施設等について、利用者の密集を避ける観点から、できるだけご利用を控えていただきますようお願いいたします。

府民の皆さまには、これまで以上に「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」を避けていただくため、特に、ナイトクラブなど接客を伴う飲食の場で感染の疑われる事例が複数確認されていることから、「夜間の繁華街への外出の自粛」を強く要請します。

なお、政府から呼びかけがなされているように、食料品や日用品については十分な供給量が確保できておりますので、過度な買いだめや買い急ぎは控えていただき、落ち着いた購買行動をお願いします。

次に、「イベント開催の自粛」については、本府ではゴールデンウィークまでの間、府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館、府立学校の臨時休業等の措置を行っています。今回の緊急事態宣言を受けて、府の措置だけでなく、祭礼や地域行事、文化的イベント、催事、式典、講演会・研修会、スポーツ行事など、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントについて、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請します。

府内の多数の方が利用する「施設の使用制限」については、外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、検討します。

なお、府立学校で予定していた登校日については、当面の間、設定しないこととし、府内の感染拡大の状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の対応を判断します。

府民の皆さまにおかれましては、社会生活において様々な制約が生じますが、皆さまの命・健康を守るため、ご協力をお願いします。府としては、この未曾有の難局を乗り越えるため、引き続き、医療機関や大阪健康安全基盤研究所をはじめとする関係機関、市町村等とも連携し、オール大阪で、感染拡大の防止に向けて、全力で取り組んでいきます。

1. 大阪府緊急事態措置の概要

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月6日

③ 実施内容

新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

1. 大阪府緊急事態措置の概要

④ 今後予定している措置

●外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、以下の施設の使用制限を検討。

(施設の使用制限を要請する場合の対応案)

種別	施設	対応
生活インフラ施設、 社会福祉施設、 政府の基本的対処方針において 事業の継続が求められる施設	医療施設、食料品店、交通機関、銀行、工場、 飲食店、保育所、高齢者施設、障がい者施設等	適切な感染防止策の協力要請 (24条第9項)
休止の要請を検討する施設	幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、 大学、学習塾、劇場、映画館、運動施設、 遊興施設、娯楽施設(キャバレー、バー、カラオケ店、 パチンコ店)等	施設の使用制限 等を要請 (24条9項) ⇒左記に応じない場合、 45条2項・3項による 個別の要請・指示を 検討(施設名を公表)

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正、政府対策本部決定)(抜粋)

まん延の防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い特定都道府県による法第45条第2項から第4項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等については、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。

2. 外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- 府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。
- 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合（例）】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達・・・生活必需品（食料品、日用品、医薬品等）の買い出し
- 健康維持・・・医療機関への通院、散歩・運動
- 仕事・・・・・・・・職場への出勤
⇒ただし、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組みを強く要請。
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。
- その他・・・・・・・・銀行、役所など

3. イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

○ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：**屋内、屋外を問わない**
- 種類・内容：**生活の維持に必要なものを除く全てのイベント**

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

4. 緊急事態措置コールセンター（仮称）の設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称：緊急事態措置コールセンター（仮称）

設置時期：令和2年4月7日

開設時間：平日9時～18時（4月7日は22時まで）
※ただし、4/11（土）、12（日）は開設

受付方法：専用電話（5回線）

受付電話番号：06-4397-3299

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

(参考)

「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保
	・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
	・執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）
飛沫感染、接触感染 の防止	・従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
	・窓口業務等における工夫（仕切り等の設置）
稼働時における 感染の防止	・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進）
	・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

緊急事態措置に伴う府民の皆さまへのお願い

(令和2年4月7日～5月6日)

これ以上の感染拡大を防ぐため、**外出しないでください**



(生活必需品の買い出し、医療機関への通院、散歩・ジョギングなどは制限しません)

緊急事態が宣言されていますが、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)にはなりません。

落ち着いた対応をお願いします

- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動は控えてください
- ・ 食料・医薬品や日用品について、過度の買いだめや買い急ぎは控えてください

テレワークの活用など、可能な限り在宅で勤務してください

- ・ 家庭での保育や介護等が可能な方は、できるだけ保育所や介護施設等の利用を控えてください
- ・ 職場に出勤する場合、時差通勤・自転車通勤等にご協力をお願いします

特に、「夜間の繁華街への外出の自粛」をお願いします

- ・ 「3つの密」の条件が同時に重なる場を避けていただくため、強く要請します



問い合わせ先：大阪府緊急事態措置コールセンター

06-4397-3299 (平日9時～18時)

※4月11日(土)、12日(日)は開設します

大阪府ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/>